

土佐清水ジオパーク応援店制度実施要領

(目的)

第1条 一般社団法人土佐清水ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という）が、土佐清水ジオパーク（以下、「本ジオパーク」という）のPRに協力いただける事業所を土佐清水ジオパーク応援店（以下「応援店」という）として認定することにより、更なる地域内外でのジオパーク推進への理解促進を図り、また、本協議会ホームページなどでの情報発信を通じ、応援店の販売促進につなげることにより、相互の発展のために協力することを目的とする。

(対象)

第2条 応援店の対象は、土佐清水市内外の下記事業者を対象とする。

- (1) 販売店 百貨店、スーパーマーケット、物産館及び小売店など
- (2) 飲食店 食堂及び居酒屋など常設で飲食ができる店舗
- (3) 交通機関 タクシー会社、鉄道事業者、バス会社及びレンタカー事業者など
- (4) その他 金融機関、宿泊施設及び公共施設など

(認定基準)

第3条 応援店の認定基準は下記のとおりとする。

- (1) 応援店の目的に賛同し、協力する意思があること
- (2) 本ジオパークに関連するパンフレット、印刷物、宣伝資材などの掲示または設置に協力できること
- (3) 協議会が実施する事業に協力できること

(申請)

第4条 応援店の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。

(認定の通知)

第5条 協議会は、申請の内容を確認し、応援店として認定したときは、認定通知書（様式第2号）及び認定証を申請者に交付するものとする。

(協議会の支援)

第6条 応援店であることを表示する宣伝ツール及び本ジオパークをPRするパンフレットなどを応援店に無償で提供する。

2 消費者に対して、ホームページなどの広報媒体を用いた応援店の紹介など、普及宣伝活動を実施する。

(現状確認)

第7条 協議会は、応援店に対して認定基準を満たしているか、必要に応じて現状を確認することができる。

(応援店の取消)

第8条 応援店が次のいずれかに該当するときは、認定の取消を行う。

- (1) 応援店の営業が終了したとき
- (2) 応援店より認定辞退届(様式第3号)が提出されたとき
- (3) 認定基準に該当しなくなったとき
- (4) その他認定を取り消す重要な事由が生じたとき

2 協議会は、前項により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(様式第4号)により、その旨通知しなければならない。

(情報管理等)

第9条 第三者が応援店の情報を利用したことによるトラブル等については、応援店において必要な措置を講じ解決するものとし、協議会はそれに協力する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は令和6年11月30日から施行する。